

平成23年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成23年度補正予算関係)

企業局

## 平成23年6月定例会議案説明資料目次

企 業 局

### 【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第 4号	平成23年度補正予算説明資料総括表	経営企画課	1
	平成23年度鳥取県営埋立事業会計補正予算		
	1. 補正予算説明資料 (平成23年度鳥取県営埋立事業会計予算実施計画)		2
	2. 平成23年度鳥取県営埋立事業会計資金計画		4
	3. 平成23年度鳥取県営埋立事業予定損益計算書		5
	4. 平成23年度鳥取県営埋立事業予定貸借対照表	6	

### 【予算関係以外】

#### (議 案)

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第20号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	経営企画課	7

#### (報 告)

報告番号	件 名	課名等	頁
報告第 6号	平成22年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について	経営企画課	9
報告第 7号	平成22年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について	経営企画課	10
報告第 8号	平成22年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について	経営企画課	11

## 平成23年度補正予算説明資料総括表

企業局(単位:千円)

会計名	区分	収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
埋立事業 会計	収益的収支	371,075	0	371,075	406,852	2,878	409,730
	資本的収支	120,000	0	120,000	2,000	0	2,000
	計	491,075	0	491,075	408,852	2,878	411,730
合 計		491,075	0	491,075	408,852	2,878	411,730

## 説 明

## 埋立事業会計

みなと温泉館下水道料金の支払不足に係る鳥取県ビルメンテナンス協同組合との和解に伴う損害賠償金の補正

平成23年度鳥取県営埋立事業会計補正予算説明資料

議案第4号

企業局(単位:千円)

区 分		補正前の額	補 正 額	計	説 明
収 益 的 収 入 ・ 支 出	埋立事業収益	371,075	0	371,075	変更なし
	営業収益	332,491	0	332,491	
	土地売却収益	249,914	0	249,914	
	長期貸付料	82,577	0	82,577	
	営業外収益	35,386	0	35,386	
	特別利益	3,198	0	3,198	
	埋立事業費	406,852	2,878	409,730	
	営業費用	283,761	0	283,761	
	土地売却原価	225,614	0	225,614	
	一般管理費	30,753	0	30,753	
	企業誘致費	27,394	0	27,394	
	附帯施設運営費	0	0	0	
	営業外費用	31,957	0	31,957	
	支払利息	0	0	0	
雑支出	31,957	0	31,957		
特別損失	91,134	2,878	94,012		
固定資産売却損	91,134	0	91,134		
その他特別損失	0	2,878	2,878	和解に伴う損害賠償金(2,878千円)	
差 引	△ 35,777	△ 2,878	△ 38,655		
資 本 的 収 入 ・ 支 出	資本的収入	120,000	0	120,000	変更なし
	固定資産売却代金	120,000	0	120,000	
	資本的支出	2,000	0	2,000	変更なし
	建設改良費	2,000	0	2,000	
	建設仮勘定	2,000	0	2,000	
	他会計からの長期借入金償還金	0	0	0	
差 引	118,000	0	118,000		

平成23年度企業会計6月補正予算説明資料

款 埋立事業費

項 特別損失

目 その他特別損失

経営企画課 (内線7445)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
みなと温泉館	0	2,878	2,878			2,878		
主な業務内容	みなと温泉館下水道料金の支払不足に係る鳥取県ビルメンテナンス協同組合との和解に伴う損害賠償金							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 和解の相手方 米子市西福原4丁目10番6号 鳥取県ビルメンテナンス協同組合 理事長 山 根 文 教</p> <p>2 和解の要旨 県は、損害賠償金2,877,459円を支払うものとする。</p> <p>3 事件の概要 和解の相手方が指定管理者として平成17年度から平成22年度まで運營業務を行っていたみなと温泉館(境港市竹内団地)について、業務仕様書に基づき浴槽清掃による湯水を毎日下水道に排水しながら、週1回分の料金しか支払っていなかったことが平成22年10月に判明した。 このため、和解の相手方は、過去5年間分として4,877,049円の下水道料金の追加納付を境港市から請求されている。 県が、平成17年1月に指定管理者を公募した際に、下水道料金の算定方法や清掃回数の増加についての説明が不足していたことがこの支払不足の発生の一因となっていることから、和解の相手方が境港市に支払う下水道料金の追加納付額のうち、当該説明不足により生じたと認められる額を損害賠償金として県が支払うことで和解しようとするものである。</p>								

平成23年度鳥取県営埋立事業会計資金計画

区 分	当年度当初予定額	当年度補正後予定額	増 減
受 入 資 金	千円 714,957	千円 714,957	千円 0
1 営 業 収 益	332,491	332,491	0
2 営 業 外 収 益	33,790	33,790	0
3 長 期 借 入 金	0	0	0
4 繰 越 現 金 預 金	341,941	341,941	0
5 前 年 度 未 収 入 金	1,638	1,638	0
6 預 り 金	120	120	0
7 契 約 保 証 金	4,977	4,977	0
8 前 受 金	0	0	0
支 払 資 金	90,634	93,512	2,878
1 営 業 費 用	56,557	56,557	0
2 営 業 外 費 用	31,957	31,957	0
3 そ の 他 特 別 損 失	0	2,878	2,878
4 建 設 改 良 費	2,000	2,000	0
5 他会計からの借入金償還金	0	0	0
6 預 り 金	120	120	0
7 前 年 度 未 払 金	0	0	0
8 前 年 度 未 払 費 用	0	0	0
差 引	624,323	621,445	△ 2,878

# 平成23年度鳥取県営埋立事業予定損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
営業費用	283,761	営業収益	332,491
(1) 土地売却原価	225,614	(1) 土地売却収益	249,914
(2) 一般管理費	30,753	(2) その他営業収益	82,577
(3) 企業誘致費	27,394		
(4) 附帯施設運営費	0		
		営業利益	48,730
営業外費用	31,957	営業外収益	35,386
(1) 支払利息	0	(1) 受取利息及び配当金	1,836
(2) 雑支出	31,957	(2) 雑収益	33,550
		経常収益	52,159
特別利益	3,198	特別損失	94,012
		当年度純利益	△ 38,655
		前年度未処分利益	0
		当年度未処理欠損金	38,655

平成23年度鳥取県営理立事業予定貸借対照表

(平成24年3月31日)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産		5 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 他会計借入金	0
イ 土地		(2) 引当金	12,582
ロ 建物		(3) その他固定負債	540,279
減価償却累計額		固定負債合計	552,861
ハ 構築物		6 流動負債	
減価償却累計額		(1) 未払金	0
ニ 機械及び装置		(2) 未払費用	0
減価償却累計額		(3) 繰延年賦売却益	0
ホ 工具・器具及び備品		(4) 長期契約保証金	355,506
減価償却累計額		(5) その他流動負債	563
有形固定資産合計		流動負債合計	356,069
(2) 無形固定資産		負債合計	908,930
イ 水道施設利用権			
無形固定資産合計			
固定資産合計	0		
2 土地造成			
(1) 完成土地		7 資本金	
イ 境港外港昭和地区土地	52,737	(1) 自己資本金	3,267,761
ロ 米子港旗ヶ崎地区土地	88,029	(2) 借入資本金	
ハ 境港外港竹内地区土地	6,644,500	イ 他会計借入金	7,932,696
ニ 返還土地	1,582,861	借入資本金合計	7,932,696
完成土地合計	8,368,127	資本金合計	11,200,457
(2) 未成土地			
イ 米子崎津地区事業費	4,226,962	8 剰余金	
未成土地合計	4,226,962	(1) 資本剰余金	
土地造成合計	12,595,089	イ 受贈財産評価額	49,300
		ロ 国庫補助金	954,862
		資本剰余金合計	1,004,162
3 流動資産		(2) 利益剰余金	
(1) 現金預金	621,445	イ 利益積立金	443,008
(2) 未収金	164,325	ロ 当年度未処理欠損金	38,655
(3) 繰延年賦売却損	137,043	利益剰余金合計	404,353
(4) その他流動資産		剰余金合計	1,408,515
流動資産合計	922,813	資本合計	12,608,972
4 繰延勘定		負債資本合計	13,517,902
(1) 開発費	0		
繰延勘定合計	0		
資産合計	13,517,902		



件名	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり法律上県の義務に属するみなと温泉館の下水道料金の支払不足に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市西福原4丁目10番6号 鳥取県ビルメンテナンス協同組合 理事長 山根 文教</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金2,877,459円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要 和解の相手方が指定管理者として平成17年度から平成22年度まで運營業務を行っていたみなと温泉館（境港市竹内団地）について、業務仕様書に基づき浴槽清掃による湯水を毎日下水道に排水しながら、週1回分の料金しか支払っていなかったことが平成22年10月に判明した。 このため、和解の相手方は、過去5年間分として4,877,049円の下水道料金の追加納付を境港市から請求されている。 県が、平成17年1月に指定管理者を公募した際に、下水道料金の算定方法や清掃回数の増加についての説明が不足していたことがこの支払不足の発生の一因となっていることから、和解の相手方が境港市に支払う下水道料金の追加納付額のうち、当該説明不足により生じたと認められる額を損害賠償金として県が支払うことで和解しようとするものである。</p>

## みなと温泉館下水道料金の支払不足に係る和解について

企業局経営企画課

### 1 経過

年月日	内 容 等
H9 年度	山陰夢みなと博覧会の企業局パビリオンとして、みなと温泉館を設置。
H10.5 月	公の施設として、みなと温泉館をリニューアルオープン(観光事業団に管理運営を委託)
H14.4.1	温泉水の排出量は上水道使用量により把握できないため、県と境港市とで「下水道の使用に関する協定書」を締結。 (内容)・排出汚水量は「浴槽の抜き湯清掃回数(以下「抜き湯回数」)×浴槽容量＋上水道使用量」により算定。 ・抜き湯回数は週1回とし、回数を変更した場合は、県は市に連絡する。
H14.12.2	レジオネラ菌が検出され、米子保健所の指導により、抜き湯回数を週1回から週2回に変更。(変更を市に連絡せず。)
H17.1.13	みなと温泉館指定管理者の募集を開始。 ・レジオネラ菌対策のため、業務仕様書により毎日1回以上の抜き湯清掃を義務付け。(週2回→週7回) ・下水道に関する協定書の提示や抜き湯回数が増加することの説明を実施せず。 ・4月以降、抜き湯回数が増加することを市に連絡せず。
H17.3.3	指定管理者選定委員会により、応募した5者の中から鳥取県ビルメンテナンス協同組合を選定。(組合は、温泉利用料金等の10%を県に納入するとの条件を申請書により提示)
H17.4.1	鳥取県ビルメンテナンス協同組合が指定管理者として運営を開始。(～H23.3.31)
H22.5.17	(株)かいけとみなと温泉館の売買契約を締結。(H23.4.1に引渡し)
H22.10.27	売却準備過程で、下水道料金の支払い不足があることが判明。 (市下水道課は、県から回数変更の連絡がないこともあり、抜き湯回数を週1回のままで下水道料金を算定していた。)
H23.3.29	境港市が鳥取県ビルメンテナンス協同組合に、追加請求分として4,877,049円(H17.11～H22.10の5年間分)の納入通知書を送付。

### 2 和解の考え方

- みなと温泉館の管理運営協定書では、温泉利用料金等の収入を指定管理者に収受させるが、委託業務の実施に要する経費は指定管理者が賄うこととされており、下水道料金の不足額は第一義的に下水道使用名義人の指定管理者が市に支払うべきもの。
- しかし、平成17年の公募時に県が、下水道に関する協定書の存在や抜き湯回数の増加について適切に説明していれば、下水道料金が増える分だけ指定管理者の経常利益が減少することになり、指定管理者は応募時に県への納入金(10%)の率を下げる等の提案もできたと考えられ、県の説明不足がこの事件の発生の一因となっている。
- 本来、双方の何らかの負担で支払われるべき下水道料金が支払われていなかったものであり、指定管理者と県とが指定管理期間(6年間)中に得た互いの利益(県:納入金、指定管理者:経常利益)の割合(県:59%、指定管理者:41%)に応じて負担することとし、県が損害賠償金として鳥取県ビルメンテナンス協同組合に2,877,459円を支払うことで和解による解決を図りたい。

(単位:千円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計	6年平均	割 合
県納入金	4,542	4,533	4,477	4,475	4,216	4,033	26,276	4,379	59.0%
経常利益	7,033	3,730	4,582	4,105	1,026	▲1,920	18,556	3,093	41.0%

支払不足額	県負担額	指定管理者負担額
4,877,049 円 (A)	(A) × 0.59 = 2,877,459 円	(A) × 0.41 = 1,999,590 円

### 3 再発防止対策

今回の事例を教訓として、企業局全職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、書類の適切な保存・引継ぎや協定上の義務の誠実な履行等につき徹底を図りたい。

## 平成22年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成22年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額		
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	建設助成金	その他			
														円	円
1	資本的支出	1	建設改良費	袋川発電所建設事業の内水路建屋工事及び監理委託	194,555,000	112,336,000	49,383,000	161,719,000	118,157,450	43,561,550	43,561,550	32,000,000	11,313,000	248,550	円

## 平成 2 2 年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額を要する資産	額を卸入額	説明
						企業債	建設助成金	その他				
1	資本的支出	1	建設改良費	袋川発電所電気機器製作・据付工事	241,344,000	130,200,000	70,236,000	50,000,000	20,067,000	169,000	40,908,000	発電所基礎岩盤が想定以上に硬く、発電所建屋の建設が遅延したことに伴い、水車・発電機の据付及び試験が遅延したため。

## 平成22年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る資産に要する限度額	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	配水池に関連する送・配水管布設工事に先立ち、埋蔵文化財調査を実施していたところ、想定外の場所で記録保存が必要な遺跡が見つかり、その調査に不測の日数を要したため。
		鳥取地区工業用水道整備事業	920,351,000	617,983,769	294,813,100	206,000,000	88,452,358	360,742	7,554,131		